

農林業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和4年7月)	改正
表紙	<p data-bbox="356 325 978 379">農林土木業務委託共通仕様書</p> <p data-bbox="533 429 799 464">令和 4 年版</p> <p data-bbox="577 975 752 1010">令和4年7月</p> <p data-bbox="501 1061 835 1096">静岡県交通基盤部監修</p>	<p data-bbox="1279 325 1901 379">農林土木業務委託共通仕様書</p> <p data-bbox="1458 429 1724 464">令和 5 年版</p> <p data-bbox="1503 975 1677 1010">令和6年2月</p> <p data-bbox="1426 1061 1760 1096">静岡県交通基盤部監修</p>

農林業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和4年7月)	改正
測量	測量業務共通仕様書 第1編 共通編	測量業務共通仕様書 第1編 共通編
共通編-3	第3条 受発注者の責務 (新設)	第3条 受発注者の責務 1 (番号付与) 2 受注者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。
共通編-7	第15条 関係官公庁への手続き 3 (1)～(2) 省略 (3) 製品仕様書 ・測量成果の種類、内容、構造、品質等を規定した「地理空間データを作成するための詳細な設計書」である製品仕様書を作成するに当たっては、次のサイトを参考にする事。 製品仕様書参考事例 http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/seihinsiyou/seihinsiyou_index.html 製品仕様書作成支援ツール http://www.gsi.go.jp/GIS/jpgis-pseditor_21.html (4) 測量成果 ・中間打合せ時において、国土地理院からの助言書に基づいた測量成果の内訳について監督員より説明・指示を受け、その指示に従って測量成果を作成すること。 ・「公共測量ビューア・コンバータ（公共測量成果検査支援ツール）」を利用して簡易検査を行い、問題がないことを確認してから提出すること。 公共測量ビューア・コンバータ（公共測量成果検査支援ツール） http://psgsv2.gs	第15条 関係官公庁への手続き 3 (1)～(2) 省略 (3) 製品仕様書 ・測量成果の種類、内容、構造、品質等を規定した「地理空間データを作成するための詳細な設計書」である製品仕様書を作成するに当たっては、次のサイトを参考にする事。 製品仕様書参考事例 https://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/seihinsiyou/seihinsiyou_index.html (4) 測量成果 ・中間打合せ時において、国土地理院からの助言書に基づいた測量成果の内訳について監督員より説明・指示を受け、その指示に従って測量成果を作成すること。 ・「公共測量ビューア・コンバータ（公共測量成果検査支援ツール）」を利用して簡易検査を行い、問題がないことを確認してから提出すること。 公共測量成果検査支援ツール（公共測量ビューア・コンバータ） https://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/sien/pindex.html
共通編-7	第18条 成果物の提出 4 受注者は、「測量成果電子納品要領（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン（静岡県・令和4年4月）」に基づくものとする。	第18条 成果物の提出 4 受注者は、「測量成果電子納品要領（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン（静岡県・令和4年10月）」に基づくものとする。
共通編-9	第22条 条件変更等 2 (1) 第18条 第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合	第22条 条件変更等 2 (1) 第17条 第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合
共通編-11	第29条 再委託 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料の収集、単純な集計、模型製作、速記録の作成、 翻訳 、アンケート票の配布、電子納品の作成補助などの簡易な業務、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。	第29条 再委託 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料の収集、単純な集計、模型製作、速記録の作成、アンケート票の配布、電子納品の作成補助などの簡易な業務、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
共通編-12	第32条 個人情報の取扱い 10 受注者は、当該業務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、 第14条 で示す業務計画書に記載するものとする。	第32条 個人情報の取扱い 10 受注者は、当該業務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、 第13条 で示す業務計画書に記載するものとする。

農林業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和4年7月)	改正
共通編-16	<p>第40条 保険加入の義務</p> <p>(新設)</p>	<p>第40条 保険加入の義務</p> <p>1 (番号付与)</p> <p>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p>
農地編-3	<p>(別紙) 平成30年6月25日、国国地第23号、国土交通大臣承認</p> <p>静岡県経済産業部農地局確定測量作業規程 平成30年6月25日付け農整第173号</p>	<p>(別紙) 令和3年6月24日、国国地第38号、国土交通大臣承認</p> <p>静岡県経済産業部農地局確定測量作業規程 令和3年6月11日付け農整第139号</p>
森林保全整備-6	<p>第3条 測定の精度</p> <p>表2-2 測定の精度 (表中変更なし)</p> <p>表2-3 測定単位 (表中変更なし)</p>	<p>第3条 測定の精度</p> <p>表2-2 測定の精度 (表中変更なし)</p> <p>※上表の精度を標準とするが、これより高精度による測量成果を妨げるものではない。</p> <p>表2-3 測定単位 (表中変更なし)</p> <p>※上表の測定単位を標準とするが、この桁数以上による測量単位を妨げるものではない。</p>

農林業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和4年7月)	改正
設計	設計業務等共通仕様書(農林土木工事) 第1編 共通編 第1章 総則	設計業務等共通仕様書(農林土木工事) 第1編 共通編 第1章 総則
	第3条 受注者の責務 (新設)	第3条 受注者の責務 1 (番号付与) 2 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。
共通編-5	第7条 管理技術者 3 管理技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、シビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)(業務に該当する部門)、農業土木技術管理士(農業土木業務に限る)、畑地かんがい技術士(畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士(農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る)、農業農村地理情報システム技術士(地理情報システムに関する業務に限る)、農業水利施設補修工事品質管理士[コンクリート構造物分野](農業水利施設補修工事(コンクリート構造物)の設計業務に限る)、林業技術士(森林土木業務に限る)のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。	第7条 管理技術者 3 管理技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、 博士(業務に該当する部門) 、シビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)(業務に該当する部門)、農業土木技術管理士(農業土木業務に限る)、畑地かんがい技術士(畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士(農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る)、農業農村地理情報システム技術士(地理情報システムに関する業務に限る)、農業水利施設補修工事品質管理士[コンクリート構造物分野](農業水利施設補修工事(コンクリート構造物)の設計業務に限る)、 農業用ため池管理保全技術士(農業用ため池に関する業務に限る) 、林業技術士(業務に該当する部門)のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者(大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。)であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
共通編-6	第8条 照査技術者及び照査の実施 2 照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、RCCM(業務に該当する部門)、農業土木技術管理士(農業土木業務に限る)、畑地かんがい技術士(畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士(農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る)、 農業農村地理情報システム技術士(地理情報システムに関する業務に限る) 、 農業水利施設補修工事品質管理士[コンクリート構造物分野](農業水利施設補修工事(コンクリート構造物)の設計業務に限る) 、林業技術士(森林土木業務に限る)のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。	第8条 照査技術者及び照査の実施 2 照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、 博士(業務に該当する部門) 、RCCM(業務に該当する部門)、農業土木技術管理士(農業土木業務に限る)、畑地かんがい技術士(畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士(農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る)、 農業用ため池管理保全技術士(農業用ため池に関する業務に限る) 、林業技術士(業務に該当する部門)のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者(大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。)であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
共通編-10	第17条 成果物の提出 4 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領(国土交通省・令和2年3月)(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン(静岡県・令和4年4月)(以下「ガイドライン」という。)」に基づくものとする。	第17条 成果物の提出 4 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領(国土交通省・ 令和5年3月)(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン(静岡県・ 令和4年10月)(以下「ガイドライン」という。)」に基づくものとする。

農林業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和4年7月)	改正
共通編-17	<p>第38条 保険加入の義務</p> <p>(新設)</p>	<p>第38条 保険加入の義務</p> <p>1 (番号付与)</p> <p>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付きなければならない。</p>
共通編-18	<p>第2章 設計業務等一般</p> <p>第1条 環境配慮の条件</p> <p>1 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」(平成24年6月改正 法律第47号)に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。</p> <p>2 受注者は、「国等による環境物品等の調達に関する法律」(令和3年5月改正 法律第36号)、以下「グリーン購入法」という。)に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、グリーン購入法第10条の規定による県の「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。</p> <p>3 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(令和3年5月改正 法律第37号)に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。</p> <p>第3条 新技術の活用</p> <p>1 受注者は、構想設計又は基本設計における比較案の提案、評価及び検討する場合には、従来技術に加えて静岡県に登録された新技術・新工法や新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。</p>	<p>第2章 設計業務等一般</p> <p>第1条 環境配慮の条件</p> <p>1 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月 法律第110号)に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。</p> <p>2 受注者は、「国等による環境物品等の調達に関する法律」(平成12年5月 法律第100号)、以下「グリーン購入法」という。)に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、グリーン購入法第10条の規定による県の「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。</p> <p>3 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月 法律第104号)に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。</p> <p>第3条 新技術の活用</p> <p>1 受注者は、構想設計又は基本設計における比較案の提案、評価及び検討する場合には、従来技術に加えて静岡県に登録された新技術・新工法や新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。その際、「ふじのくに活用促進技術」が採用可能と判断される場合、比較検討の対象技術とする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。</p>
農地編	第2編 農地 設計編	
農地編-4	<p>第1章 設計業務等一般</p> <p>第5条 設計業務の成果</p> <p>(3) 設計図面</p> <p>ア 設計図面は、特記仕様書等に示す方法によるほか以下により作成するものとする。</p> <p>イ 設計図の作成、取扱いについては土木設計業務等の電子納品要領によるものとする。電気通信設備関係については、設計業務等の電子納品要領(案)電気通信編(平成25年3月 農林水産省農村振興局)及び設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編(平成26年3月 農林水産省農村振興局)によるものとする。</p> <p>ウ 農地設計業務におけるCADデータの作成は電子化図面データの作成要領(案)(平成23年3月 農林水産省農村振興局)により作図する。</p> <p>(4) 数量計算書</p> <p>数量計算書は、「土地改良工事数量算出要領(案)」(農林水産省農村振興局・平成27年度版)又は特記仕様書により行うものとし、算出した結果は工種別、区間別に取りまとめるものとする。ただし、構想設計及び基本設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。</p>	<p>第1章 設計業務等一般</p> <p>第5条 設計業務の成果</p> <p>(3) 設計図面</p> <p>ア 設計図面は、特記仕様書等に示す方法によるほか以下により作成するものとする。</p> <p>イ 設計図の作成、取扱いについては土木設計業務等の電子納品要領によるものとする。電気通信設備関係については、設計業務等の電子納品要領(案)電気通信編(2019年3月 農林水産省農村振興局)及び設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編(2019年3月 農林水産省農村振興局)によるものとする。</p> <p>ウ 農地設計業務におけるCADデータの作成は電子化図面データの作成要領(案)(2019年3月 農林水産省農村振興局)により作図する。</p> <p>(4) 数量計算書</p> <p>数量計算書は、「土地改良工事数量算出要領(案)」(農林水産省農村振興局・最新版)又は特記仕様書により行うものとし、算出した結果は工種別、区間別に取りまとめるものとする。ただし、構想設計及び基本設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。</p>

農林業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和4年7月)					改正				
	主要技術基準及び参考図書					主要技術基準及び参考図書				
	番	図書名	制定年月日	制定	備考	番	図書名	制定年月日	制定	備考
農地編-7		技術指針等					技術指針等			
	7	農業水利施設の機能保全の手引き				7	農業水利施設の機能保全の手引き			
		「総論」	H27.5	農村振興局			「総論」	R5.4	農村振興局	
農地編-8		静岡県経済産業部(農地)所管図書					静岡県経済産業部(農地)所管図書			
	2	畑かん事業における設計積算の標準化 畑地かんがい工事管水路設計・積算運用指針	H28.3	農地整備課		2	パイプライン工事設計積算運用指針	H28.3	農地整備課	
	5	茶園基盤整備技術マニュアル2020	R2.12	農地整備課		5	茶園基盤整備技術マニュアル2023	R5.10	農地整備課	
	12	ため池耐震点検・調査の留意点	R3.5	農地保全課		12	ため池耐震点検・調査の留意点	H29.6	農地保全課	
農地編-9	16	(新設)				16	ため池防災工事等の手引き	R3.3	農地保全課	
		その他の図書(主なもの) 道路構造令の解説と運用	R3.3	日本道路協会			その他の図書(主なもの) 道路構造令の解説と運用	H27.6	日本道路協会	
		(中略) 道路橋支承便覧	H31.2	日本道路協会		99	(中略) 道路橋支承便覧	H30.12	日本道路協会	
農地編-10		水門鉄管技術基準(水門扉編)	H30.3	水門鉄管協会	(一社)電力土木技術協会発行		水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説-	H19.9	電力土木技術協会	
		水門鉄管技術基準(水圧鉄管・鉄鋼構造物編・溶接・接合編)	H29.6	水門鉄管協会	(一社)電力土木技術協会発行		・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物編・溶接・接合編)-付解説-	H19.6 H22.4		
		水管橋設計基準	H31.2	日本水道鋼管協会			水管橋設計基準	H11.6	日本水道鋼管協会	
		水管橋設計基準 耐震設計	R1.12	日本水道鋼管協会			水管橋設計基準 耐震設計	H19.3	日本水道鋼管協会	
		国土交通省河川砂防技術基準 調査編	R3.4	国土交通省			国土交通省河川砂防技術基準 調査編	H30.3	国土交通省	
		国土交通省河川砂防技術基準 計画編	R3.4	国土交通省			国土交通省河川砂防技術基準 計画編	H16.3	国土交通省	
		国土交通省河川砂防技術基準 設計編	R3.10	国土交通省			建設省河川砂防技術基準(案)設計編	H9.5	建設省	
		国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	R3.10	国土交通省			国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	H27.3	国土交通省	
		治山林道必携・調査・測量・設計編	R3.7	日本林道協会 日本治山治水協会			治山林道必携 調査・測量・設計編	毎年発行	日本林道協会 日本治山治水協会	
	治山林道必携・積算・施工編	R3.7	日本林道協会 日本治山治水協会			治山林道必携 積算・施工編	毎年発行	日本林道協会 日本治山治水協会		

農林業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和4年7月)	改正																																									
森林保全	第3編 森林整備保全 設計編	第3編 森林整備保全 設計編																																									
	第2章 治山設計業務	第2章 治山設計業務																																									
森林保全編-12	第2条 治山ダム工実施設計 (3) 基本事項決定 (略)	第2条 治山ダム工実施設計 (3) 基本事項検討 (略)																																									
森林保全編-23	第9条 流路工実施設計 2 業務計画 (7) 照査 受注者は、共通編第8条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は、第1章第2条溪間工実施設計第2項の(7)に準ずるものとする。	第9条 流路工実施設計 2 業務計画 (7) 照査 受注者は、共通編第8条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は、第1章第2条治山ダム工実施設計第2項の(7)に準ずるものとする。																																									
森林保全編-29	第10条 成果物 2 治山ダム設計A（治山ダム詳細設計）の成果物 表3-2 治山ダム設計A（治山ダム詳細設計）の成果物一覧 基本事項決定 (略)	第10条 成果物 2 治山ダム設計A（治山ダム詳細設計）の成果物 表3-2 治山ダム設計A（治山ダム詳細設計）の成果物一覧 基本事項検討 (略)																																									
森林保全編-29	9 流路工実施設計の成果物（簡略版） 表3-3 溪間工実施設計の成果物（簡略版）一覧に準ずる。	9 流路工実施設計の成果物（簡略版） 表3-8-2 流路工実施設計の成果物（簡略版）一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果物</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">流路工実施設計</td> <td>設計説明書</td> <td></td> <td>A4版</td> </tr> <tr> <td>位置図（原則として国土地理院発行の地形図とする）</td> <td>1/50,000 1/25,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平面図</td> <td>1/1,000 必要に応じ 1/200～1/2,000</td> <td>等高線の間隔は2～10m</td> </tr> <tr> <td>縦断面図</td> <td>水平 1/1,000 垂直は溪床勾配 1/10 未満は水平の5倍、溪床勾配 1/10 以上は水平の2倍を標準とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断面図</td> <td>1/100 必要に応じ 1/10～1/200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造図</td> <td>1/100 又は 1/200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>詳細図</td> <td>1/10～1/50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標準図</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>間詰図等</td> <td>1/100 又は 1/200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掘削（床掘）図</td> <td>1/100 又は 1/200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算書又は計算図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計計算書 その他参考資料</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果物	縮尺	摘要	流路工実施設計	設計説明書		A4版	位置図（原則として国土地理院発行の地形図とする）	1/50,000 1/25,000		平面図	1/1,000 必要に応じ 1/200～1/2,000	等高線の間隔は2～10m	縦断面図	水平 1/1,000 垂直は溪床勾配 1/10 未満は水平の5倍、溪床勾配 1/10 以上は水平の2倍を標準とする。		横断面図	1/100 必要に応じ 1/10～1/200		構造図	1/100 又は 1/200		詳細図	1/10～1/50		標準図	適宜		間詰図等	1/100 又は 1/200		掘削（床掘）図	1/100 又は 1/200		数量計算書又は計算図			設計計算書 その他参考資料		
設計項目	成果物	縮尺	摘要																																								
流路工実施設計	設計説明書		A4版																																								
	位置図（原則として国土地理院発行の地形図とする）	1/50,000 1/25,000																																									
	平面図	1/1,000 必要に応じ 1/200～1/2,000	等高線の間隔は2～10m																																								
	縦断面図	水平 1/1,000 垂直は溪床勾配 1/10 未満は水平の5倍、溪床勾配 1/10 以上は水平の2倍を標準とする。																																									
	横断面図	1/100 必要に応じ 1/10～1/200																																									
	構造図	1/100 又は 1/200																																									
	詳細図	1/10～1/50																																									
	標準図	適宜																																									
	間詰図等	1/100 又は 1/200																																									
	掘削（床掘）図	1/100 又は 1/200																																									
	数量計算書又は計算図																																										
	設計計算書 その他参考資料																																										

農林業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和4年7月)	改正
森林保全 編-29～ 30	第11条 山腹工設計 1 (2) 基本事項の 決定	第11条 山腹工設計 1 (2) 基本事項の 検討
	4 基本事項の 決定 現地調査の結果及び設計条件等に基づき、工種工法等の基本的事項を定め、基礎工・緑化工等各工種及び構造物の配置を決定するものとする。	4 基本事項の 検討 現地調査の結果及び設計条件等に基づき、 複数案を比較して 工種工法等の基本的事項を定め、基礎工・緑化工等各工種及び構造物の配置を決定するものとする。
	5 (1) 施設計画 基本事項の 決定 に基づき、土留工、水路工、のり切工等の山腹工の工種、型式、規模、構造等を決定する。工事施工上必要な資材などの運搬方法等の仮設計画も含める。	5 (1) 施設計画 基本事項の 検討の結果 に基づき、土留工、水路工、のり切工等の山腹工の工種、型式、規模、構造等を決定する。工事施工上必要な資材などの運搬方法等の仮設計画も含める。
森林保全 編-35	第19条 山腹工設計 2 水土保持山等の成果品 溪間工設計(表3-3 溪間工実施設計の成果物(簡略版)一覧)及び山腹工設計(表3-9 山腹工等設計の成果物一覧)に準ずる。	第19条 山腹工設計 2 水土保持山等の成果品 山腹工設計(表3-9 山腹工等設計の成果物一覧)に準ずる。
森林保全 編-37	第22条 抑制工の設計 6 集水井の設計 (3) 設計図作成 平面図、配置図、断面図、構造図、標準図、縦断面図及び横断面図等を作成し、必要に応じて各部の詳細構造図を作成する もの 。	第22条 抑制工の設計 6 集水井の設計 (3) 設計図作成 平面図、配置図、断面図、構造図、標準図、縦断面図及び横断面図等を作成し、必要に応じて各部の詳細構造図を作成する。
森林保全 編-41	第24条 治山ダム工等の設計 第2章第2条 溪間工実施設計に準ずる。	第24条 治山ダム工等の設計 第2章第2条 治山ダム工 実施設計に準ずる。
	第25条 土留工等の設計 第2章第9条 山腹工設計に準ずる。	第25条 土留工等の設計 第2章第11条 山腹工設計に準ずる。

農林業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(令和4年7月)	改正
地質・土質	地質・土質調査業務共通仕様書 (農林土木工事) 第1編 共通編	地質・土質調査業務共通仕様書 (農林土木工事) 第1編 共通編
共通編-1	第3条 受発注者の責務 (新設)	第3条 受発注者の責務 1 (番号付与) 2 受注者は、地質・土質調査業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した地質・土質調査業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。
共通編-9	第18条 成果物の提出 4 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領(国土交通省・平成28年10月)(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン(静岡県・令和4年4月)」に基づくものとする。	第18条 成果物の提出 4 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領(国土交通省・平成28年10月)(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン(静岡県・令和4年10月)」に基づくものとする。
共通編-11	第29条 再委託 1 (1) 調査業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、トレース、資料の収集、単純な集計、模型製作、速記録の作成、翻訳、アンケート票の配布、電子納品の作成補助などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。	第29条 再委託 1 (1) 調査業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、トレース、資料の収集、単純な集計、模型製作、速記録の作成、アンケート票の配布、電子納品の作成補助などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
共通編-13	第32条 個人情報の取扱い 10 受注者は、当該業務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、 第14条 で示す業務計画書に記載するものとする。	第32条 個人情報の取扱い 10 受注者は、当該業務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、 第13条 で示す業務計画書に記載するものとする。
	第33条 安全等の確保 1 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達・令和4年2月)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。	第33条 安全等の確保 1 (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達・令和5年3月)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
共通編-17	第39条 保険加入の義務 (新設)	第39条 保険加入の義務 1 (番号付与) 2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付きなければならない。